

11. 税効果会計に関する注記

12. リースにより使用する固定資産に関する注記

13. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額に関する注記

14. 金融商品に関する注記

15. 賃貸等不動産に関する注記

16. 持分法損益等に関する注記

17. 関連当事者との取引に関する注記

7. 税効果会計に関する注記

一 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）の発生の主な原因

二 繰延税金負債の発生の主な原因

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引の借主である会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項を注記する。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一 当該事業年度の末日における取得原価相当額

二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

四 一から三までに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

9. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額について、協定上明らかになっている金額がある場合には、その旨、その期日、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものの額、貸借対照表日後1年超に係るものの額及びこれらの合計額

10. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者（会社計算規則第140条第4項の規定によるもの）との取引に関する注記は、会社と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であって、重要なものとする。また、関連当事者との取引に関する注記は、以下の一から八までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。ただし、会計監査人設置会社以外の会社にあつては、四から六まで及び八に掲げる事項を省略することができる。

一 当該関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項

イ その名称

ロ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める会社が有する議決権の数の割合

ハ 当該会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

二 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ その氏名

ロ 当該会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

三 当該会社と当該関連当事者との関係

四 取引の内容

五 取引の種類別の取引金額

六 取引条件及び取引条件の決定方針

七 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高

八 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容